

「組合員証・被扶養者証」の廃止に係る Q & A

【マイナ保険証について】

Q1-1

「マイナ保険証」とは何か。

A1-1

マイナ保険証とは、健康保険証としての利用登録を行ったマイナナンバーカードのことをいいます。マイナ保険証を利用するためには、マイナポータル等で、ご自身のマイナナンバーカードを保険証として利用するための登録手続きが必要です。

Q1-2

令和6年 12 月 2 日以降は、必ずマイナ保険証を利用しなければならないのか。

A1-2

医療機関等で保険診療を受ける際はマイナ保険証が基本となりますが、マイナナンバーカードの取得や保険証利用登録は本人の自由であり義務ではありません。

マイナナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録を行っていない方等は、公立学校共済組合が交付する資格確認書を医療機関に提示することで、従来通り保険診療を受けることが可能です。

Q1-3

自分がマイナ保険証の利用登録をしているかどこで確認できるのか。

A1-3

マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルのログイン後のトップ画面から確認ができます。

【現行の組合員証等について】

Q2-1

現在持っている組合員証・被扶養者証は、令和6年 12 月 2 日以降使用できないのか。

A2-1

令和6年 12 月 2 日時点ですでに交付されている組合員証・被扶養者証(以下「組合員証等」といいます。)は、令和7年 12 月 1 日までの1年間はこれまで通り健康保険証として使用することが可能です。

ただし、令和7年12月1日より前に資格喪失した場合は組合員証等を利用できるのは資格喪失日の前日までとなります。

Q2-2

令和6年 12 月 2 日以降、組合員証等を交付することはできないのか。氏名変更や破損・紛失の場合も再交付はできないのか。

A2-2

できません。氏名変更や破損・紛失等で再交付が必要な場合は、マイナ保険証を利用できない方等には、申請により資格確認書を交付します。

「組合員証・被扶養者証」の廃止に係る Q & A

【資格確認書について】

Q3-1

「資格確認書」とは何か。

A3-1

資格確認書は、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録を行っていない方等に、現行の組合員証等に代えて交付するものです。

資格確認書を医療機関に提示することで、従来通り保険診療を受けることが可能です。

Q3-2

マイナ保険証を保有しているが、当該マイナ保険証を利用する意向がない場合、資格確認書を交付することは可能か。

A3-2

マイナ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、交付対象となりません。

それでも交付を希望される場合は、マイナ保険証の利用登録の解除が必要です。

Q3-3

マイナ保険証を保有しているが、念のため資格確認書を持っておきたいという場合、交付することは可能か。

A3-3

資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の理由もなく、念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはできません。

Q3-4

子どもが修学旅行に参加するときなどマイナ保険証を持たせることが心配であるため資格確認書を持っておきたいという場合、交付することは可能か。

A3-4

資格確認書は、法令上、医療機関等においてマイナ保険証でオンライン資格確認を受けることが困難な人に対して交付するものであるため、交付することはできません。

修学旅行等の学校行事において、児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でないときには、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が考えられ、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルをあらかじめダウンロードしたものやその印刷物、資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関等に提示するといった方法により、被保険者資格の確認を行うことが可能です。

「組合員証・被扶養者証」の廃止に係るQ & A

Q3-5

資格確認書はどのような様式か。

A3-5

パスポートサイズ(縦128ミリメートル、横91ミリメートル)の上質紙で、色は白緑色となります。
現行の組合員証と同様の記載事項に加えて、最大5年間で設定された有効期限が記載されています。

【資格情報のお知らせについて】

Q4-1

「資格情報のお知らせ」とは何か。

A4-1

資格情報のお知らせは、現行の組合員証等からマイナ保険証への移行により資格情報の確認が困難になることから、ご自身で共済組合の資格情報を簡易に確認できるよう、組合員・被扶養者へ交付するものです。

Q4-2

資格情報のお知らせを持ち歩く必要があるのか。

A4-2

資格確認書をお持ちの場合や、マイナ保険証をお持ちの方で、スマートフォン等によりマイナポータルに表示される資格情報を参照できる場合は、資格情報のお知らせを常に持ち歩く必要はありません。

Q4-3

資格情報のお知らせを破損・紛失した場合は、再交付が可能か。

A4-3

申請により再交付できますが、マイナポータルにより資格情報を確認できる場合は、マイナポータルをご利用ください。